

国内での販路開拓を応援します！

モノづくり国内展示会等 出展支援助成金のご案内



この制度は、競争力のある製品や技術などをアピールするため国内展示会等へ出展する東大阪市内のモノづくり企業を支援するため、出展小間料の一部を助成するものです。

< 4次募集申請受付 >

平成29年**11月15日(水)** ~ **12月28日(木)** 必着締切

(1) 助成対象者

※下記でいう「中小企業者」とは、中小企業基本法に規定する製造業（ファブレスを含む）を営んでいる者をいう。

単独企業

- ① 東大阪市内に所在地、主たる生産拠点（工場）または研究開発拠点を有する中小企業者（個人事業主の場合は、東大阪市内に居住する者もしくは東大阪市内に事業所を有する者）
- ② 東大阪市内に引続き1年以上にわたり事業を営んでいる者
- ③ 東大阪市内に滞納がない者

グループ

中小企業者2社以上で組織するグループ・研究会等で、その構成員の3分の2以上が東大阪市内にその所在地またはたる生産拠点（工場）を有すること。

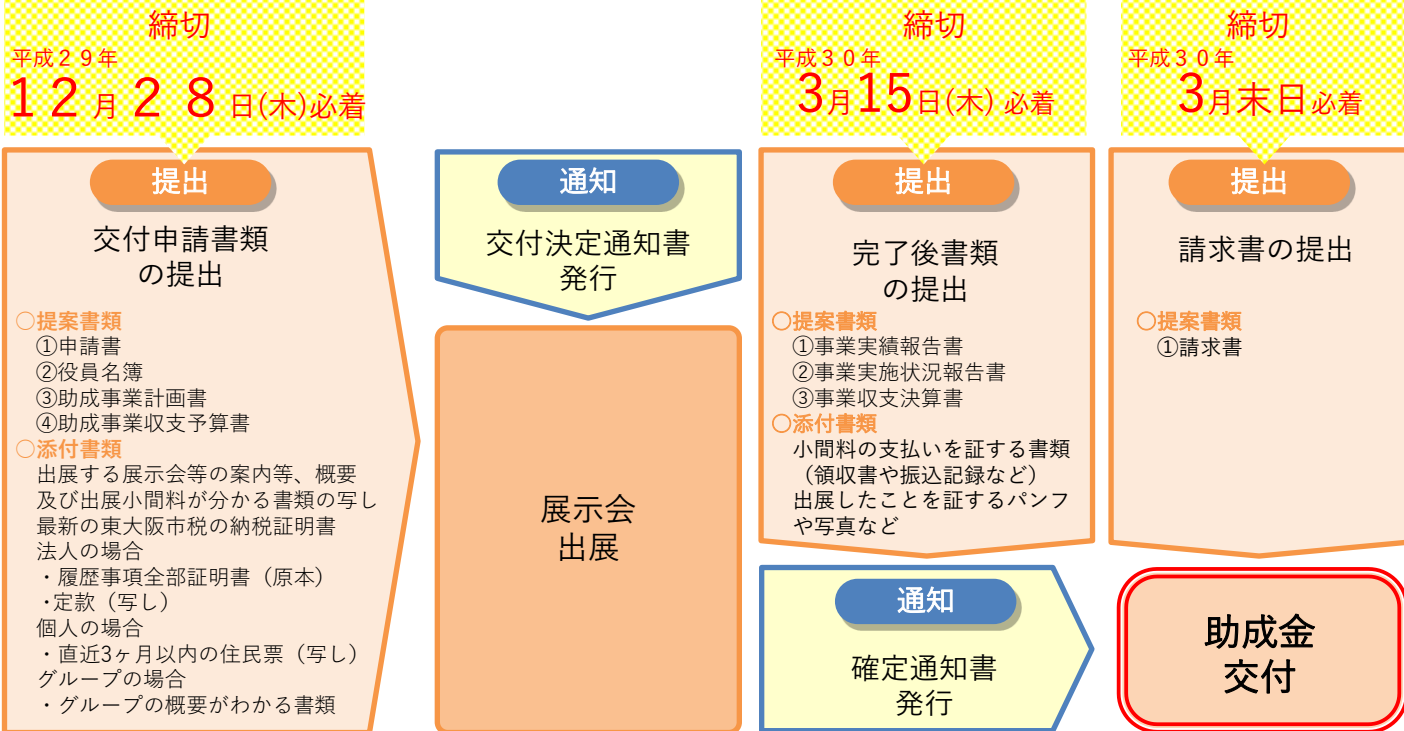
(2) 助成対象事業と助成率及び助成限度額

対象経費の2分の1
上限 **10万円**
(予算の範囲内で交付)

助成対象者が製造・開発する製品・技術を自ら国内展示会等へ出展するもので平成29年4月1日から平成30年2月末日までに開催される展示会の出展小間料（消費税・振込手数料は除く）が対象になります。
※かつ、平成29年4月1日から平成30年2月末日までに支払いが完了した出展小間料に限られます。

※機構が設定する予算を超える助成金の交付申請があった場合には、按分して交付するものとします。
※助成金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとします。

助成金交付までの流れ



助成できない事業例

- ①即売会や物産展等、販売を主たる目的としたもの。
- ②来場者が特定の企業等に限られるもの。
- ③国、独立行政法人または東大阪市から展示会出展にかかる助成を受けた場合や補助金を活用して開催される展示会に出展する場合。
- ④平成29年3月31日までに、また平成30年3月1日以降に、出展小間料を支払っているもの。
- ⑤法令等に抵触するおそれがあるもの。
- ⑥その他、当機構が不適切と判断したもの。

URL : <https://hispa.h-osaka.jp/>

東大阪市産業支援機構

検索

必要書類のすべて本機構ホームページよりダウンロードできます。
ご提出は下記事務局まで**郵送**または**ご持参**ください。

(公財) 東大阪市産業創造勤労者支援機構



〒577-0011
東大阪市荒本北1-4-17 クレイション・コア東大阪
北館303号室

お問い合わせ先 06-4309-2301

(FAX: 06-4309-2303)